

農地転用許可事務実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、都道府県知事が行う農地転用許可事務（権限委譲を受けた市町村又は農業委員会が行う当該事務を含む。以下同じ。）の適正な処理を確保するため、「農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4607号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）第4の8の(1)に基づき、毎年、国が実施するもの。

2 調査の対象

昨年中に処理された都道府県知事が行う農地転用許可事務であり、かつ、自治事務（転用する農地面積が2ha以下）のもの。

3 調査方法等

(1) 調査方法

- ア 都道府県知事が行う農地転用許可事務のうち1都道府県当たり50件を無作為に抽出して調査（全国で2,350件）。
- イ 毎年、重点課題を定めて実施する。
- ウ 各地方農政局等の農地転用担当者がアにより抽出された調査対象事務に係る関係書類等を閲覧するという方法で調査。

(3) 調査事項

- ア 農地法第4条第2項又は第5条第2項に規定する農地転用許可の基準に適合しているか。
- イ 法定添付書類が整っているか。
- ウ 許可後の転用事業の進捗状況及びその完了が報告されているか。

4 調査時期

原則として、本年7月から11月までに実施。

5 公表

調査結果については、農村振興局長が取りまとめ、公表する。

平成24年度 農地転用許可事務実態調査スケジュール(案)

スケジュール		日付
各県転用件数調べ調査依頼		5月17日(木)
		5月18日(金)
		5月19日(土)
		5月20日(日)
		5月21日(月)
各県許可件数調べ締め切り		6月13日(水)
		6月14日(木)
		6月15日(金)
		6月16日(土)
		6月17日(日)
許可件数集計		6月18日(月)
		6月19日(火)
		6月20日(水)
		6月21日(木)
		6月22日(金)
調査対象機関日程調整		6月23日(土)
		6月24日(日)
		6月25日(月)
		6月26日(火)
		6月27日(水)
調査機関へ依頼文書起草		6月28日(木)
		6月29日(金)
		6月30日(土)
		7月1日(日)
		7月2日(月)
調査機関へ依頼文書提出		7月3日(火)
		7月4日(水)
		7月5日(木)
		7月6日(金)
		7月7日(土)
調査機関へ依頼文書提出		7月8日(日)
		7月9日(月)
		7月10日(火)
		7月11日(水)
		7月12日(木)
調査機関へ依頼文書提出		7月13日(金)
		7月14日(土)
		7月15日(日)
		7月16日(月)
		7月17日(火)
調査機関へ依頼文書提出		7月18日(水)
		7月19日(木)
		7月20日(金)
		7月21日(土)
		7月22日(日)
調査機関へ依頼文書提出		7月23日(月)
		7月24日(火)
		7月25日(水)
		7月26日(木)
		7月27日(金)
調査機関へ依頼文書提出		7月28日(土)
		7月29日(日)
		7月30日(月)
		7月31日(火)
		7月32日(水)

調査年月日：平成23年 月 日

平成22年分 2ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態調査 調査票

〇〇県 NO.

☐ 都道府県知事許可 ☐ 市町村・農業委員会許可

許可申請農地等の所在市町村名		申請年月日	
許可権者の名称		許可年月日及び番号	
法4条・5条の別	4条 ・ 5条	転 用 目 的	
転 用 面 積(m ²)		農 地 区 分	

チェックリスト

(1) 立地基準

①農地区分の判断は適当か。 ☐ 適当 ☐ 不適当

☐ 許可権者と農委意見の判断の相違の有無 ☐ あり ☐ なし ☐ 不明

(適用規定)

(ありの場合)

第3種農地	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(ア)の(a)	(水質、下水管又はガス管の沿道の区域)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(ア)の(b)	(300m以内に駅、I C、県庁等が存在)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)の(イ)の(a)	(住宅、事業の用に供する施設等が連たん)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)の(イ)の(b)	(街区の宅地面積が40%超)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)の(イ)の(c)	(都市計画法の用途地域内)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)の(イ)のc	(土地地区画整理事業の施行区域内)	☐ 調査意見

第2種農地	☐ 運用通知第2の1の(1)の(オ)の(ア)の(a)	(相当数の街区を形成している区域)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(1)の(オ)の(ア)の(b)	(限等の周囲500m以内等の区域)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(1)の(オ)の(イ)のb	(市街地の区域等に近接する10ha未満)	☐ 調査意見

第2種農地	(その他の農地)		
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(カ)の(イ)	(他の農地区分に非該当、生産性が低い)	☐ 調査意見
第1種農地	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)の(a)	(10ha以上の一団の区域内)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)のb	(特定土地改良事業等の施行区域内)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)のc	(近傍の標準的農地以上の生産性)	☐ 調査意見

甲種農地	☐ 運用通知第2の1の(1)の(ウ)の(イ)のa	(10ha以上で高性能農業機械の営農が可能)	☐ 調査意見
	☐ 運用通知第2の1の(1)の(ウ)の(イ)のb	(面的整備事業完了翌年度から8年未経過)	☐ 調査意見
農振農用地	☐ 運用通知第2の1の(1)の(イ)の(イ)	(農振農用地区域内にある農地)	☐ 調査意見

(不適当と判断した理由)

※ 許可権者が「農用地区域内農地」と判断している場合には、原則として、適当と判断すること。

(共通)

- ☐ 農地区分の判断が行われた形跡が確認できない
- ☐ 農用地区域内農地である可能性がある

(許可権者が「甲種農地」と判断している場合)

- ☐ 市街化調整区域内にあることが確認できない
- ☐ 区画、形状等が高性能農業機械による営農に適していることが確認できない
- ☐ 面的整備事業が完了した年度の翌年度から8年以内であることが確認できない
- ☐ 第1種農地の要件を満たしていることが確認できない
- ☐ その他

(許可権者が「第1種農地」と判断している場合)

- ☐ おおむね10ha以上の広がりがあることが確認できない
- ☐ 特定土地改良事業等の施行区域内にあることが確認できない
- ☐ 市街化調整区域内であり、甲種農地の可能性がある
- ☐ 第2種農地又は第3種農地の可能性がある
- ☐ その他

(許可権者が「第2種農地」と判断している場合)

- ☐ 相当数の街区を形成している区域であることが確認できない
- ☐ 鉄道の駅等からおおむね500m（当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内の宅地の面積の割合が40%を超える場合には、その割合が40%となるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1kmのいずれか短い距離）以内の区域であることが確認できない
- ☐ 市街地等の区域に近接する小集団の農地の区域内であることが確認できない
- ☐ おおむね10ha以上の広がりがある可能性がある
- ☐ 特定土地改良事業等の施行区域内である可能性がある
- ☐ 市街化調整区域内であり、甲種農地の可能性がある
- ☐ 第3種農地の可能性がある
- ☐ その他

(許可権者が「第3種農地」と判断している場合)

- ☐ 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であることが確認できない
- ☐ 申請地が、容易に水管等の施設の便益を享受することができない位置にある
- ☐ 申請地からおおむね500m以内に2つ以上の公共公益的施設が確認できない
- ☐ 申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、I C、都道府県庁等が確認できない
- ☐ 住宅等が連たんし、市街地化の程度にまで宅地化が進行していることが確認できない
- ☐ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることが確認できない
- ☐ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることが確認できない
- ☐ 市街化調整区域内であり、甲種農地の可能性がある
- ☐ その他

(不適当と考えられる場合の理由)

②変更農業振興地域整備計画の公告日と農地転用許可日の先後は適当か。

(ア) 農用地区域からの除外

☐ 該当なし ☐ 適当 ☐ 不適当

(イ) 農業振興地域整備計画における用途区分の変更 ☐ 該当なし ☐ 適当 ☐ 不適当

変更農業振興地域整備計画の公告日：平成 年 月 日
(農振法第12条第1項)

(不適当と考えられる場合の理由)

[参考] 農業振興地域区分： 農振区域内（☐農用地区域内 ☐白地）、 ☐農振区域外

③農地区分が農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地の場合、例外許可は適当か。

☐ 適当 ☐ 不適当 ☐ 該当なし

(適用)

農振農用地

- ☐ 運用通知第2の1の(1)のアの(4)のa
☐ 運用通知第2の1の(1)のアの(4)のb
☐ 運用通知第2の1の(1)のアの(4)のc

(土地収用法26条1項の告示に係る事業)
(農用地利用計画に指定された用途)
(仮設工作物の設置等(一時転用))

第1種

- ☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のa
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のb
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のe
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のf
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のg
☐ 運用通知第2の1の(1)のイの(4)のh

(土地収用法26条1項の告示に係る事業)
(仮設工作物の設置等(一時転用))
(農業用施設、農畜産物処理加工施設等)
(都市等地域間交流施設)
(農業従事者の就業機会増大寄与施設)
(農業従事者の良好な生活環境確保施設)
(集落接続)
(病院、療養所等市街地以外に設置を要する)
(火薬庫、火薬類の製造施設)
(病院・火薬庫等に類する施設)
(調査研究)
(土石その他の資源の採取)
(水産動植物の養殖用施設等)
(流通業務施設、休憩所、給油所等)
(既存施設の拡張(既存施設面積1/2以下))
(転用事業に係る道路、橋等の施設)
(隣接土地との一体的利用(1/3以下))
(公益性が高い事業)
(地城整備法等によるもの)

甲種

- ☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のa
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のb
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のc
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のd
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のe
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のf
☐ 運用通知第2の1の(1)のウの(4)のg

(土地収用法26条1項の告示に係る事業)
(仮設工作物の設置等(一時転用))
(農業用施設、農畜産物処理加工施設等)
(都市等地域間交流施設)
(農業従事者の就業機会増大寄与施設)
(農業従事者の良好な生活環境確保施設)
(集落接続(500m以下))
(調査研究)
(土石その他の資源の採取)
(水産動植物の養殖用施設等)
(流通業務施設、休憩所、給油所等)
(既存施設の拡張(既存施設面積1/2以下))
(転用事業に係る道路、橋等の施設)
(隣接土地との一体的利用(1/5以下))
(公益性の高い事業(収用該当事業等を除く))
(地域整備法等によるもの)

(不適当と考えられる場合の理由)

④農地区分が、甲種農地又は第1種農地である場合(転用目的が地域農業振興施設(農地法施行規則第33条各号、農地法施行令第18条第1項第2号イ)である場合に限る。)又は第2種農地の場合、代替性の検討の有無及び適否の判断は適当か。

☐ 適当 ☐ 不適当 ☐ 該当なし
(不適当と考えられる場合の理由)

(2) 一般基準

- ①転用事業者の資力及び信用の判断は適当か。(農地法4条2項3号、5条2項3号)
☐ 適当 ☐ 不適当 (理由:)
- ②転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているか。(農地法4条2項3号、5条2項3号)
☐ 適当 ☐ 該当なし ☐ 不適当 (理由:)
- ③農地転用許可を受けた後、遅滞なく農地を申請目的に供するかどうかの判断は適当か。(農地法施行規則47条1号、57条1号)
☐ 適当 ☐ 不適当 (理由:)
- ④他法令の許可等の処分見込の確認の有無及び適否の判断は適当か。(農地法施行規則47条2号、57条2号)
☐ 適当 ☐ 該当なし ☐ 不適当 (理由:)
- ⑤行政庁との協議を現に行っていることの確認の有無及び適否の判断は適当か。(農地法施行規則47条2号の2、57条2号の2)
☐ 適当 ☐ 該当なし ☐ 不適当 (理由:)
- ⑥申請農地と併せて使用する土地の利用見込みの確認の有無及び適否の判断は適当か。(農地法施行規則47条3号、57条3号)
☐ 適当 ☐ 該当なし ☐ 不適当 (理由:)
- ⑦事業目的から見た転用面積の妥当性の判断は適当か。(農地法施行規則47条4号、57条4号)
☐ 適当 ☐ 不適当 (理由:)
- ⑧宅地分譲を目的とした転用の場合、例外許可は適当か。(農地法施行規則47条5号、57条5号)
☐ 適当 ☐ 該当なし ☐ 不適当 (理由:)
- ⑨周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないとの判断は適当か。(農地法4条2項4号、5条2項4号)
☐ 適当 ☐ 不適当 (理由:)

(3) 法定書類

法定書類が添付されているか。(農地法施行規則26条、48条2項)
☐ 適当 ☐ 不適当

ア	申請書	☐ 有り ☐ 無し	
イ	農業委員会意見書	☐ 有り ☐ 無し	
ウ	土地の登記事項証明書	☐ 有り ☐ 無し	
エ	法人登記簿謄本 (法人であれば必要)	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
オ	法人の定款・寄付行為 (法人であれば必要)	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
カ	位置図 (1/50,000～1/10,000)	☐ 有り ☐ 無し	
キ	土地利用計画図 (1/500～1/2,000)	☐ 有り ☐ 無し	
ク	道路・用排水図	☐ 有り ☐ 無し	
ケ	資金証明	☐ 有り ☐ 無し	
コ	転用する行為の妨げになる権利を有する者の同意書	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
サ	土地改良区の同意書	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
シ	単独申請できることを証する書面 (農地法第5条)	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
ス	その他参考となるべき資料 (該当の添付書類がある場合は○を付ける)	☐ 有り ☐ 無し	☐ 該当なし
a	委任状		
f	隣接者の同意	b 住民票	c 農振除外証明
j	その他 (	g 始末書	h 願末書
			i 印鑑登録
			d 水利組合長の同意
			e 自治組合長の同意

(4) 許可後の進捗状況の把握

許可条件に基づく進捗状況報告、完了報告が提出されているか。

- ①進捗状況に係る許可条件 ☐ 付されている ☐ 付されていない ☐ 確認できず
- ②進捗状況報告 ☐ 1回報告済み ☐ 2回報告済み ☐ 報告なし ☐ 確認できず
- ③完了報告 ☐ 報告済み ☐ 報告なし ☐ 未完了 ☐ 確認できず

(特筆すべき事項、例えば事業の進捗が遅れている、許可と異なる転用目的に供されている等があれば記入)

(5) その他特記事項

(6) 審査表

審査を審査表で行っているか。(「農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について」平成20年11月28日付け20農振第1413号農林水産省農村振興局長通知)
☐ 適当 ☐ 不適当